# 第1章 計画の基本的事項

### 第1章 計画の基本的事項

### 1.1 計画策定の背景

今日の環境問題は、地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊などの地球規模の問題から、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が引き起こす廃棄物排出量の増大や不法投棄といった地域の問題まで、多岐多様にわたっています。とりわけ地球温暖化問題は、地球規模という空間的広がりと、将来にわたる影響という時間的広がりを持つ大きな環境問題であり、その主な原因は産業活動等により人為的に排出されている二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であることが明らかになっています。温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するためには、温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」への移行が求められています。

地球温暖化防止に関する対策としては、平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議において温室効果ガス削減義務を具体的に定めた「京都議定書」が採択され、平成17年2月に発効されました。日本は、平成20年から平成24年の第一約束期間に平成2年比6%の温室効果ガス削減目標を義務づけられ、現在、第一約束期間(2008~2012年)が終了し、「ポスト京都議定書」ともいわれる2013年以降の削減目標の設定を含む新たな枠組みづくりが議論の焦点となっています。

国内においても、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中央環境審議会の答申を踏まえた第四次環境基本計画が平成24年4月に閣議決定され、地球温暖化対策の拡充、体制の整備に関する議論が加速しています。

このような状況を踏まえ、長期的な視点に立ち、阿蘇市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を行うため、「阿蘇市環境基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとしました。本計画に基づき、市民・事業者・市が共通の目標に向かって協働し、良好な環境を将来に引き継いでいくことが求められています。

本計画は、平成24年度中の策定を目指していましたが、平成24年7月の九州北部豪雨による災害復興のため、計画策定期間を平成25年8月まで延長し、策定しています。なお、計画期間は平成25年度から平成34年度とします。

## 1.2 計画の役割

本計画は、阿蘇市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第8条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに市の施策の大綱を定めるものです。

良好な環境の保全及び創造を図るためには、市民、事業者、市の各主体が一体となって公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造に関する取り組みを進めていくうえでの指針となるものであり、市民、事業者、市の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を規定しています。

#### 【阿蘇市環境基本条例第3条基本理念】

第3条 阿蘇市の環境保全に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 人々を取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、その活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境を良いかたちで守り、将来の世代へ継承されるように、努めなければならない。
- (2) 資源やエネルギーを有効活用し、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することにより持続的発展が可能な地域社会を作っていくよう努めなければならない。
- (3) 自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した環境づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現に努めなければならない。
- (4) すべての日常生活及び事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者及び市の協働により、環境に配慮した活動に積極的に取り組まなければならない。

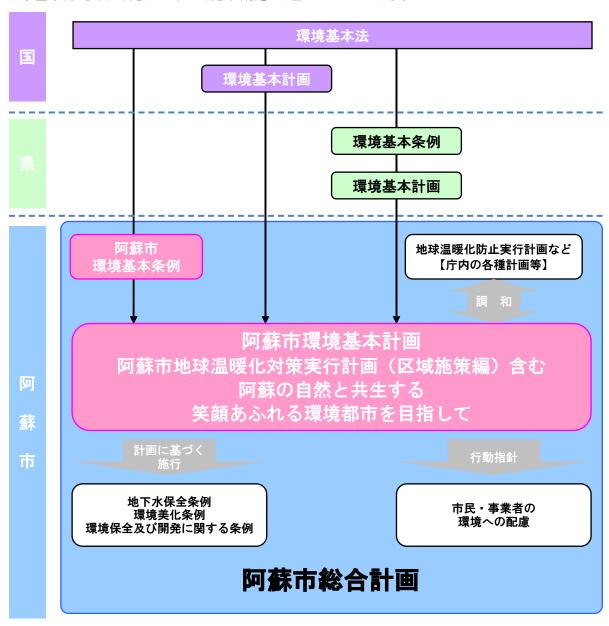
なお、本計画は、国、県の環境基本計画と相互に補完し合う地域計画としての役割も果たします。

## 1.3 計画の位置づけ

「阿蘇市環境基本条例」第 8 条に基づく計画で、「阿蘇市総合計画」や「熊本県環境基本計画」との整合性を図りつつ、中・長期的視点に立って、環境の保全に関する施策の基本的な方向を示します。

また、市民、事業者及び民間団体に対しては、将来の望ましい環境像の実現に向けて、日常生活や事業活動における、環境保全のための行動計画などを、併せて策定します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に基づく「阿蘇市 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を含むものとします。



## 1.4 市民・事業者・市の基本的な役割

今日の環境問題は、日常生活や通常の事業活動による環境への負荷増大によるものであり、 地球温暖化に見られるように、家庭・地域における行為が、広域に、そして地球全体にまで 影響を及ぼすといった空間的広がりと、その影響が将来の世代にもわたるといった時間的広 がりをもっています。また、日常生活における環境問題は、私たち自身が被害者であると同 時に加害者であるという側面をもっています。

こうしたことから、本市を取り巻く環境問題を解決していくためには、市はもとより、市 民・事業者の自主的・積極的な取り組みが不可欠となります。市民・事業者・市がそれぞれ の立場で、また、相互に連携を図りながら、以下に示すような役割を果たすことが必要です。

#### 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、環境問題についての考えを深め、市・事業者と協働しながら、 積極的に環境に配慮した行動を実践します。

#### 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減や良好な環境の保全と創造などの取り組みに努めます。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域を構成する一員として地域における環境保全活動に積極的に参加するとともに、地域の良好な環境づくりに貢献します。

#### 市の役割

市は、現在および将来にわたって、豊かな自然環境の中で市民の文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的条件に応じ、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めます。また、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県及び近隣の市町村と協力して対応します。さらに、環境に関する情報の調査収集や提供、啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

## 1.5 計画の対象

#### 計画の対象とする期間

計画期間は平成 25 年度(2013 年度)~平成 34 年度(2022 年度)としますが、「阿蘇市総合計画」との整合性をとるために、必要な場合は適宜見直すこととします。また、地球環境問題など、長期的な視点が必要な分野もあるため、21 世紀半ばをも展望します。

#### 計画の対象区域

本計画の対象とする地域は、阿蘇市全域とします。

なお、阿蘇市を含む広域的な環境問題や地球規模の環境問題についても、視野に入れたものとします。

#### 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする「環境」の範囲と主な要素を以下のように定めます。

## 協働による環境保全

環境学習・環境教育 環境情報 地域 各種団体との連携・協力

# 生活環境

水 大気 悪臭 騒音 振動 土壌

# 地球環境

地球温暖化 省資源・省エネルギー

## 自然環境

動物 植物 水辺 農地森林 緑化 歴史 文化

## 循環型社会

廃棄物 リサイクル

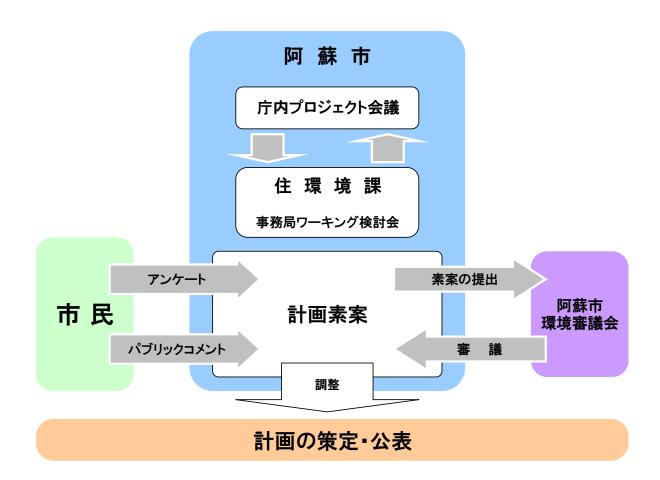
# 1.6 計画の策定体制

#### 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、庁内におけるプロジェクト会議やワーキング会議において協議した素案をもとに、阿蘇市環境審議会における計画内容の審議、指導・助言をいただき、計画をとりまとめました。

#### 策定にあたっての委員会等の開催

- ① 阿蘇市環境審議会 学識経験者・事業者・市民団体等各代表
- ② 事務局ワーキング検討会 担当者レベル作業スタッフ
- ③ 庁内検討会(庁内プロジェクト会議) 庁内における関係課の各代表



#### 実態調査についての概要

本計画を策定するにあたっては、市民の皆様が、環境に対して普段抱いている思いや望まれていることを把握する為、平成24年2月に20歳以上の男女を対象に実施した環境意識調査を行い、計画策定の基礎資料として活用しています。(調査基準日:平成24年1月19日)

- (1) 調査の内容
- ① 基本属性

性別・年齢別・職業・生活している場所・居住地(該当小学校区)

- ② 主な内容
  - 阿蘇市の環境への思い
  - 環境保全・省エネへの取り組み
  - 家庭での省エネ活動
  - 地球規模での環境問題についての考え
- (2)調査対象者

平成 24 年 1 月 19 日現在、阿蘇市在住の 20 歳以上の男女無作為抽出 (6000 人)

(3) 調査方法

郵送調査

(4) 調査票回収数

2,317件(回収率:38.6%)